

大学共同利用機関法人人間文化研究機構再任用職員就業規則

平成16年 4月 1日
規程 第 18号
平成17年11月28日改正
平成18年 3月31日改正
平成21年 3月23日改正
平成21年11月30日改正
平成22年 3月26日改正
平成22年11月30日改正
平成25年 3月26日改正
平成25年 7月16日改正
平成27年 3月23日改正
平成28年 3月15日改正
平成29年 1月30日改正
平成30年 1月29日改正
平成31年 1月28日改正
令和元年 6月10日改正
令和 2年 1月27日改正
令和 4年 5月30日改正
令和 6年 1月29日改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、労働基準法第89条の規定により、機構に勤務する再任用職員の就業について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「再任用職員」とは、次条の規定に該当し、再任用される者をいう。

(再任用の対象となる者)

第3条 再任用の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当し、再任用されることを希望する者とする。

- 一 大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員就業規則(以下「職員就業規則」という。)
第3条第2号及び第3号に定める職員で、同規則第 20 条第1項2号に定める定年により退職した者

- 二 職員就業規則第3条第2号及び第3号に定める職員(本機構以外の組織から人事交流により受け入れた職員を除く。)で、本機構以外の組織の課長級職員に登用された後、当該組織で定める定年により退職した者
- 2 前項に掲げる者以外の次のいずれかに該当する者で、機構長が特に必要であると認めた者
- 一 本機構で、定年退職日前に退職した者
 - 二 国立大学法人、大学共同利用機関法人、その他本機構との人事交流の対象となる組織(以下「人事交流対象組織」という。)を定年退職又は定年退職日前に退職した者

(再任用職員の種類)

第4条 再任用職員の種類は、雇用形態によりフルタイム勤務職員と短時間勤務職員とする。

(遵守遂行)

第5条 再任用職員は、誠実にこの規程を遵守し、その実行に努めなければならない。

第2章 任免・任期

(採用)

- 第6条 機構長は、第3条第1項各号に定める者が再任用を希望した場合には、再任用する。
- 2 機構長は、第3条第2項に定める者が再任用を希望した場合には、選考により再任用することができる。
- 3 前2項により再任用する者のうち、職員給与規程第11条に規定する管理職手当の適用を受ける職(以下「管理職」という。)に再任用させる場合には、フルタイム勤務職員を適用するものとする。
- 4 第1項及び第2号の規定にかかわらず、再任用を希望する者が、職員就業規則第20条第1項第4号、第21条第1項第1号から第3号及び同条第2項第1号から第7号のいずれかに該当する場合、若しくは人事交流対象組織において当該組織の職員就業規則のそれと同等のものに該当する場合は、再任用しない。
- 5 第2項及び第3項に掲げるもののほか、選考基準及び管理職への再任用に関する必要事項については、別に定めるものとする。
- 6 機構長は、再任用する場合には、その者に対しあらかじめ再任用後の勤務条件等につき説明し、再任用されることにつき同意を得るものとする。
- 7 再任用職員の採用日は、職員退職規程第4条に定める定年年齢に達した日以後における最初の4月1日以降とする。

(契約期間及び契約の更新)

第7条 再任用職員の契約期間は、一事業年度(4月1日から翌年3月31日まで)の範囲内の期間とし、契約を更新することができるものとする。

2 機構長は、前項の規定により、任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならぬ。

(契約期間の末日)

第8条 第7条の契約期間の上限年齢は65歳とし、契約期間の末日は、再任用職員が満65歳に達した日以後における最初の3月31日以前とする。

(労働条件の明示)

第9条 機構長は、再任用をしようとする者に対し、あらかじめ、職員就業規則第9条に規定する事項を記載した文書を交付するものとする。

(勤務評定)

第10条 機構長は、「人間文化研究機構における事務系職員の人事評定に関する実施規程」を準用して、再任用職員の勤務実績について評定を実施する。

(配置換)

第11条 機構長は、業務の都合により再任用職員に配置換を命じることがある。

2 配置換を命じられた再任用職員は、正当な理由がない限りこれに従わなければならない。

(退職)

第12条 再任用職員が次の各号の一に該当した場合は退職とし、再任用職員としての身分を失う。

- 一 退職を願い出て機構長から承認された場合
 - 二 任期を満了した場合
 - 三 死亡した場合
- 2 再任用職員の退職について、本規則に定めがあるもののほか必要な事項は、別に定める「職員退職規程」を準用する。

(解雇)

第13条 再任用職員が次の各号の一に該当するときは解雇する。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた場合
 - 二 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した場合
- 2 その他再任用職員が次の各号の一に該当するときは解雇することができる。
- 一 勤務実績又は業務能率が著しく良くない場合
 - 二 心身の故障のため職務の遂行に著しく支障があり、又はこれに堪えない場合

- 三 前各号に規定する場合のほか、その職務に必要な適格性を欠く場合
 - 四 組織の再編、統合または縮小等の事由により剩員を生じた場合
 - 五 天災事変その他やむを得ない事由により、事業継続が不可能となった場合
 - 六 その他前各号に準ずるやむを得ない事由がある場合
- 3 再任用職員の解雇について、本規則に定めがあるもののほか必要な事項は、別に定める「職員解雇規程」を準用する。

(人事異動通知書の交付)

- 第14条 機構長は、第6条から第13条までのいずれかに該当する場合は再任用職員に 人事異動通知書を交付するものとする。
- 2 人事異動通知書において、本規則に定めがあるもののほか必要な事項は、別に定める「職員任免規程」を準用する。

第3章 勤務及び休暇等

(勤務時間)

- 第15条 フルタイム勤務職員の勤務時間は、1週間につき38時間45分、1日につき7時間45分とする。
- 2 短時間勤務職員の勤務時間は、1週間につき15時間30分から30時間、1日につき7時間45分の範囲内で機構長が定める時間とする。

(年次休暇)

- 第16条 フルタイム勤務職員の年次休暇は、常勤職員の例に準ずる。
- 2 短時間勤務職員の年次休暇の日数は、その者の当該年における在職期間に応じ、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間数が同一である職員にあっては別表第1に掲げる1週間の勤務日の日数の区分ごとに定める日数とし、上記以外の短時間勤務職員にあっては別表第2に掲げる1週間当たりの勤務時間の区分ごとに定める日数とする。年次休暇の付与単位は、1日とする。
- 3 年次休暇は、再任用職員の届け出た時季に与えるものとする。ただし、機構長が再任用職員の届け出た時季に休暇を与えることが業務の正常な運営に支障があると認めた場合には、他の時季に与えることがあるものとする。
- 4 年次休暇(一の年における付与日数が10日以上である場合に限る。)の日数のうち5日(当該年の中途において新たに職員となった者に対しては、当該年の付与日から次の一の年の末日までの期間において、当該期間の月数を12で除した数に5を乗じた日数。)については、一の年内に、職員ごとにその時季を定めることにより与えるものとする。その他、詳細は労基法その他の法令の定めるところによる。
- 5 前項の規定にかかわらず、第3項の規定により年次有給休暇を承認した場合においては、当該

承認した年次有給休暇の日数(当該日数が5日を超える場合には、5日とする。当該年の中途において新たに職員となった者に対しては、当該年の付与日から次の一の年の末日までの期間において、当該期間の月数を12で除した数に5を乗じた日数。) 分については、時季を定めることにより与えることを要しないものとする。

- 6 労働者の過半数代表者との間に協定を締結したときは、その労使協定の定める時季に計画的に取得させることがある。

(その他)

第17条 第15条及び第16条の規定のほか、必要な事項は「職員の勤務時間及び休暇等に関する規程」を準用する。

第4章 給与

(給与の決定)

第18条 フルタイム勤務職員の給与は、別表第3の給与表に掲げる給与月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。ただし、職員給与規程第11条に規定する管理職手当の適用を受ける職に再任用する場合は、同表の6級から7級までの欄に掲げる給与月額とする。

- 2 短時間勤務職員の給与は、その者の属する職務の級に応じた給与月額に、その者の1週間当たりの勤務時間をフルタイム勤務職員の1週間当たりの勤務時間である38.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

(給与の改定)

第19条 再任用職員は、原則として一契約期間内においては給与の変更は行わないものとする。ただし、機構長は国の給与水準の変更等により、機構の給与表の改定を行うことがあり、これに伴って再任用職員の給与が改定されることがある。

(諸手当)

第20条 再任用職員に支給される手当は、次に掲げるとおりとする。

- 一 管理職手当
- 二 地域手当
- 三 広域異動手当
- 四 通勤手当
- 五 単身赴任手当
- 六 超過勤務手当
- 七 休日給
- 八 夜勤手当
- 九 宿日直手当

十 期末手当

十一 勤勉手当

(フルタイム勤務職員の諸手当)

第21条 フルタイム勤務職員については、次の各号に掲げる場合を除き、前条に定める諸手当の支給に関しては、職員給与規程に定める職員の例に準ずるものとする。

- 一 フルタイム勤務職員に対する期末手当の支給割合は 100 分の 68.75 に、それぞれ基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間を職員給与規程第 24 条第2項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た割合とする。
- 二 フルタイム勤務職員に対する勤勉手当の支給割合は、別に定める。
- 三 期末手当の額又は勤勉手当の額は、期末手当基礎額又は勤勉手当基礎額に前各号の支給割合を乗じて得た額とする。
- 四 期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在(基準日1箇月以内に退職し、又は解雇された職員にあっては、退職し、又は解雇された日現在)において職員が受けるべき本給の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

(短時間勤務職員の諸手当)

第22条 短時間勤務職員については、次の各号に掲げる場合を除き、第20条に定める諸手当の支給に関しては、職員給与規程に定める職員の例に準ずるものとする。

- 一 通勤のため交通用具等を使用する短時間勤務職員のうち、年間を通じて通勤に要することとなる回数を12で除して得た数が、10回に満たない短時間勤務職員に対する通勤手当の月額は、通常の場合の月額から、その額に100分の50を減じて得た額とする。
- 二 短時間勤務職員に対する超過勤務手当の支給割合は、正規の勤務時間が割振られた日(休日給が支給される日を除く。)における正規の勤務時間を超えて勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの勤務にあっては、それが個別契約の時間を超えていた場合であっても100分の100(深夜の場合は100分の125)とし、それ以外の勤務にあっては、職員についての取扱と同様とする。
- 三 短時間勤務職員に対する期末手当の支給割合は100分の67.5に、それぞれ基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間を職員給与規程第24条第2項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た割合とする。
- 四 短時間勤務職員に対する勤勉手当の支給割合は、別に定める。
- 五 期末手当の額又は勤勉手当の額は、期末手当基礎額又は勤勉手当基礎額に前3号又は4号の支給割合を乗じて得た額とする。
- 六 期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在(基準日前1箇月以内に退職し、又は解雇された職員にあっては、退職し、又は解雇された日現在)において職員が受けるべき給与の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

(給与の計算期間及び支払日)

- 第23条 期末手当及び勤勉手当以外の給与の計算期間は、当月1日から当月末日までとし、毎月17日に支払う。ただし、超過勤務手当、休日給及び宿日直手当は、その月の分を翌月の17日に支払う。なお、支給定日が日曜日又は休日に当たるときは、支給定6日の前々日(その日が休日又は土曜日に当たるときは、支給定日の翌日)に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に支給する。
- 2 期末手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給定日(この項において、6月30日及び12月10日を「支給定日」という。)が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に支給する。
- 3 勤勉手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給定日(この項において、6月30日及び12月10日を「支給定日」という。)が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に支給する。

(給与の支払方法)

- 第24条 この規則に基づく給与は、直接本人に現金で支払うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、所得税及び住民税、社会保険料など法令により認められたもの及び職員の過半数を代表する者との協定により定めたものを給与から控除して支払う。
- 3 給与は再任用職員の同意を得て、その者の指定する金融機関の口座に振り込むことができる。

(端数処理)

- 第25条 この規則により計算した支給すべき給与の各給与種目別の確定金額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。
- 2 減額する場合にこの規則により計算した金額に50銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(退職手当の不支給)

- 第26条 再任用職員には退職手当を支給しない。

第5章 その他

(職員就業規則の準用)

- 第27条 再任用職員の服務、表彰及び懲戒、安全衛生、福利厚生、出張及び災害補償等に関する事項は職員就業規則の定めを準用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

第2条 退職共済年金の満額の支給開始年齢が段階的に引き上げられている間は、本規則 第7条の任期の上限年齢を再任用職員の生年月日に応じて、下記の表により、「満額支 給開始年齢」欄に掲げる年齢に読み替える。

特別支給開始年齢	
生年月日	支給開始年齢
昭和16年4月2日～昭和18年4月1日	61歳
昭和18年4月2日～昭和20年4月1日	62歳
昭和20年4月2日～昭和22年4月1日	63歳
昭和22年4月2日～昭和24年4月1日	64歳
※昭和24年4月2日以降生まれの人には、特別支給の退職共済年金は支給されず、 60歳から65歳になるまで報酬比例分相当の退職共済年金が支給されます	

附 則

この規則の改正は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この規則の改正は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則の改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則の改正は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この規則の改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則の改正は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この規則の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則の改正は、平成25年7月16日から施行する。

(経過措置)

第2条 次の左欄に掲げる期間において、それぞれ右欄に掲げる年齢に達した者の再任用については、第5条第1項の規定にかかわらず、高年齢者雇用安定法の一部を改正する法律(平成24年法律第78号)附則第3項の規定に基づきなお効力を有することとされる改正前の高年齢者雇用安定法(昭和46年法律第68号)第9条第2項に基づき労使協定で定める選考基準を適用する。

平成25年4月1日～平成28年3月31日	61歳
平成28年4月1日～平成31年3月31日	62歳
平成31年4月1日～平成34年3月31日	63歳
平成34年4月1日～平成37年3月31日	64歳

附 則

第1条 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(本給の切替えに伴う経過措置)

第2条 この規則の施行日前から引き続き在職する再任用職員で、その者の受ける給与月額(短時間勤務職員は本規則第17条第2項にて決定された給与(以下「給与月額等」という。))が同日において受けている給与月額等に達しないこととなる再任用職員には、平成30年3月31日までの間、給与月額等のほか、その差額に相当する額を給与として支給する。

2 前項に規定される給与を支給される再任用職員に関する本規則第20条及び第21条の規定の適用については、本規則第20条中「本給の月額」、第21条中「給与の月額」とあるのは「給与月額等と平成27年4月1日改正再任用職員就業規則附則第2条第1項の規定による給与の額との合計額」とする。

附 則

この規則は、平成28年3月15日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成29年1月30日から施行する。

(平成28年給与改正に伴う給与の支給等の特例)

第2条 この規則の施行日の前日から引き続き本規則の適用を受ける職員は、改正後の大学共同利用機関法人人間文化研究機構再任用職員就業規則第17条別表第3の規定は平成28年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、改正後の本規則第18条別表第3、

第21条第1号及び第22条第3号の規定については、平成31年1月28日から施行する。

(平成31年3月31日までの間における本規程の適用に関する特例)

第2条 平成31年3月31日までの間における、改正後の本規則第21条第1号及び第22条第3号に規定する期末手当の支給割合の適用については、「100分の72.5に、それぞれ基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間を職員給与規程第24条第2項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た割合」とあるのは「6ヶ月期0.65月分及び12ヶ月期0.8月分」とする。

第3条 平成31年3月31日までの間における、平成31年1月27日から引き続き本規則の適用を受ける職員に対する給与月額に係る改正後の本規則第18条別表第3の適用については、施行日から次の表に定める給与月額とする。

附 則

この規則は、令和元年6月10日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和2年1月27日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年5月30日から施行する。

附 則

第1条 この規則は、令和6年1月29日から施行する。

第2条 本規程第21条に規定する期末手当の支給割合については、令和6年4月1日から適用する。適用日までの間は以下のとおり読み替えるものとする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、令和5年6月に支給する場合においては100分の67.5、令和5年12月に支給する場合においては、100分の70を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

第3条 この規程の施行日の前日から引き続き本規程の適用を受ける職員又は機構長が別に定める者については、改正後の別表3の規定は令和5年4月1日から、改正後の職員給与規程第25条の規程は令和5年12月1日から適用する。

別表第1(第16条関係)

在職期間		1月に達するまでの期間	1月を超えて2月に達するまでの期間	2月を超えて3月に達するまでの期間	3月を超えて4月に達するまでの期間	4月を超えて5月に達するまでの期間	5月を超えて6月に達するまでの期間	6月を超えて7月に達するまでの期間	7月を超えて8月に達するまでの期間	8月を超えて9月に達するまでの期間	9月を超えて10月に達するまでの期間	10月を超えて11月に達するまでの期間	11月を超えて1年に達するまでの期間
1週間の勤務日の日数	5日	2日	3日	5日	7日	8日	10日	12日	13日	15日	17日	18日	20日
	4日	1日	3日	4日	5日	7日	8日	9日	11日	12日	13日	15日	16日
	3日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日
	2日	1日	1日	2日	3日	3日	4日	5日	5日	6日	7日	7日	8日

別表第2(第16条関係)

在職期間		1月に達するまでの期間	1月を超えて2月に達するまでの期間	2月を超えて3月に達するまでの期間	3月を超えて4月に達するまでの期間	4月を超えて5月に達するまでの期間	5月を超えて6月に達するまでの期間	6月を超えて7月に達するまでの期間	7月を超えて8月に達するまでの期間	8月を超えて9月に達するまでの期間	9月を超えて10月に達するまでの期間	10月を超えて11月に達するまでの期間	11月を超えて1年に達するまでの期間
1週間当たりの勤務時間	32時間	1日	3日	4日	5日	7日	8日	9日	11日	12日	13日	15日	16日
	31時間	1日	3日	4日	5日	6日	8日	9日	10日	12日	13日	14日	16日
	30時間	1日	3日	4日	5日	6日	8日	9日	10日	11日	13日	14日	15日
	29時間	1日	2日	4日	5日	6日	7日	8日	10日	11日	12日	13日	15日
	28時間	1日	2日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	11日	12日	13日	14日
	27時間	1日	2日	3日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	14日
	26時間	1日	2日	3日	4日	5日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日
	25時間	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	13日
	24時間	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日
	23時間	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日
	22時間	1日	2日	3日	4日	5日	6日	6日	7日	8日	9日	10日	11日
	21時間	1日	2日	3日	4日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日
	20時間	1日	2日	3日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	8日	9日	10日
	19時間	1日	2日	2日	3日	4日	5日	6日	6日	7日	8日	9日	10日
	18時間	1日	2日	2日	3日	4日	5日	5日	6日	7日	8日	8日	9日
	17時間	1日	1日	2日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日	8日	9日
	16時間	1日	1日	2日	3日	3日	4日	5日	5日	6日	7日	7日	8日

別表第3(第18条関係)

適用日:令和5年 4月 1日

本給表 級	一般職本給表(一) 給与月額
	円
1級	188, 700
2級	216, 200
3級	256, 200
4級	275, 600
5級	290, 700
6級	316, 200
7級	358, 000